

平成24年2月10日

非意図的にポリ塩化ビフェニルを含有する

可能性がある有機顔料について

化成品工業協会からの報告により、一部の有機顔料が、製造工程において非意図的に生成した微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有することが判明しました。これを受け、経済産業省は、直ちに実態調査を行うとともに、当面の緊急的な対応として、国際的な基準を超えることが判明した有機顔料については、その製造、輸入及び出荷を停止するよう事業者に対して指導することとします。

※顔料：着色に用いる粉末で水や油に不溶のものの総称。有機顔料は有機化合物を成分とする顔料。

1. 経緯

平成23年1月にETAD（染料・有機顔料製造者生態学毒性学協会）から、ある種の有機顔料の製造工程において非意図的にPCBが生成されうるとの報告が公表されました。

これを受け、化成品工業協会加盟各社が自主的に調査した結果、非意図的なPCBの副生事例が存在することを確認した旨、本年2月1日に当省に報告がありました。

2. 化成品工業協会からの報告について

化成品工業協会加盟各社の自主的な調査によると、主要6社が昨日までに報告したのべ98品目の有機顔料のうち、のべ57品目についてPCBが非意図的に副生する事例が確認されました。検出されたPCB濃度は下表のとおりです。（検出された有機顔料の詳細については別紙1）

	不検出	0.5超 ～0.5ppm	0.5超 ～25ppm	25超 ～50ppm	50ppm超
品目数	41品目	15品目	37品目	3品目	2品目

3. 経済産業省の対応について

(1) 当面の緊急的対応について

○経済産業省は、①化成品工業協会報告によりPCBが検出された有機顔料と同種の顔料を製造・輸入していることが化審法の届出により把握されている41事業者、及び②化審法に基づき化学物質の製造・輸入数量等の届出を行った①以外の全事業者（約1400事業者、有機顔料製造・輸入の有無を個別に照会）に対して、その製造・輸入する有機顔料のうち、PCBを非意図的に生成しうるもの（※）について早急に分析を要請します（行政指導）。

※注 E T A Dの報告書の内容等を踏まえ、「化学構造に塩素原子を含む」「塩素原子を含む原料を使用」「合成工程において芳香族系塩素化合物の溶媒を使用」のいずれかの条件を満たすものとする。

○また、分析の結果、国際条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約））において流通させるべきでないとして濃度 0.005%(50ppm)を超えてPCBを含有する有機顔料が判明した場合には、次の措置をとります。（行政指導）

- ①製造・輸入事業者に対し、継続的に 50ppm 以下とする低減方策が行政によって確認されない限り、製造・輸入及び出荷を停止するよう要請します。
- ②当該製造・輸入事業者に対し、当該有機顔料の回収を行い、廃棄までの間は、適正に保管することを要請します。
- ③当該製造・輸入事業者からの報告により判明した出荷先に対して、当該有機顔料の使用の停止及び製造・輸入事業者が行う回収に対する協力を要請します。

○なお、本有機顔料が既に出荷され、塗料等の成分として使用された場合には、顔料段階の濃度が10倍以上に低減されます。

このため、その使用を継続しても問題は生じないと考えますが、念のため、製品の使用を継続する場合のリスク評価を専門家により実施します。

(2) 関係審議会におけるPCB副生に関する許容値の設定等について

今後、厚生労働省、環境省とともに、有機顔料中に副生するPCBの上限值及び追加的な措置の必要性に関して、実態調査、PCBによる人の健康等へのリスク、有機顔料の合成技術、海外規制動向等の観点を踏まえて、専門家の意見を聴取しつつ検討を行うこととします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 河本

担当者：木尾、中桐

電話：03-3501-1511 (内線 3691~5)

03-3501-0080 (直通)